

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和2年11月10日（火曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時47分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 田野川河川改修関連道路整備（渡里209号線外）について (道路建設課)

(2) その他

2 出席委員（6名）

委 員 長	飯 田 正 美 君	副 委 員 長	萩 谷 慎 一 君
委 員	中 庭 次 男 君	委 員	五 十 巍 博 君
委 員	小 川 勝 夫 君	委 員	松 本 勝 久 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君						
建 設 部 長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設設計画課長	大 森 幹 司 君				
建設部技監兼 道路建設課長	安 達 茂 君	道路管理課長	有 金 正 義 君				
生活道路整備 課長	川 又 弘 一 君	河川都市排水 課長	大 山 裕 己 君				
建 築 課 長	大 和 田 聰 君	土木補修事務 所長	小 田 博 之 君				
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	木 村 勤 君				
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君	都市計画課長	柴 崎 美 博 君				
建築指導課長	井 原 孝 志 君	公園緑地課長	上 田 航 君				
住宅政策課長	砂 川 和 敏 君						
上下水道事業 管 理 者	荒 井 宰 君						

水道部長	伊藤俊夫君	水道部技監兼 給水課長	梶山学君
水道総務課長	梶山哲君	経理課長	栗原千尋君
料金課長	倉田佳則君	水道整備課長	杉山健一君
浄水管理事務所長	島孝夫君		
下水道部長	坪貴之君	下水道部技監兼 下水道整備課長	松葉光隆君
下水道管理課長	鬼澤英一君	下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君
6 事務局職員出席者			
議事係長	島卓也君	書記	堀江良君

午前10時 0分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

議事に先立ちまして、谷萩技監兼内原建設事務所長が公務出張のため欠席との連絡がありましたので、御報告します。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくお願ひいたします。

〔傍聴人入室〕

○飯田委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、田野川河川改修関連道路整備（渡里209号線外）について、執行部より説明を願います。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 おはようございます。

田野川河川改修関連道路整備（渡里209号線外）について、道路建設課提出の資料により説明させていただきます。

昨年の台風19号では、田野川の越水による堤防被災のため、市道飯富153号線ほか、飯富地区に甚大な被害を及ぼしました。

そこで、田野川の堤防被災箇所では、茨城県が災害復旧工事を実施し、6月に完成したところでございます。さらに、田野川橋から那珂川合流点までの区間において、河川の越水等に耐え得る堤防とすべく、堤防のかさ上げ、天端舗装、裏のり尻へのブロック設置などの堤防強化工事を現在進めているところでございます。

また、田野川の計画堤防より低い下田橋、東橋は、河川管理上支障となっているため、これらの田野川堤防工事とあわせて、県と市において、その2橋に代わる計画堤防高を考慮した新しい橋1橋と、その前後のバイパス道路の整備を計画中でございます。なお、市施工区間約300メートルにつきましては、さきの第3回水戸市議会定例会において、測量等の補正予算の議決を受けたところでございます。

この道路整備及び河川改修により、田野川の安全性が向上するとともに、地域住民及び緊急車両が安全に通行できるなど、道路ネットワークの強化が図られます。

次に、整備概要について御説明いたします。

事業箇所といたしまして、水戸市田野町地内となります。県施工の約300メートルと市施工の約330メートルをあわせまして全体延長約630メートル、道路幅員10メートルの道路整備となります。完成年度につきましては、令和5年度の完成を目指しております。

次に、今後の工程の見込みでございますが、令和2年度において、県は、現在、暫定堤防工事、堤防強化工事、橋りょう道路詳細設計、用地測量を行っており、市においては、路線測量、詳細設計、用地測量を行う予定でございます。

令和3年度から令和5年度につきましては、県において、新橋りょうの上部下部工事及び道路改良工事を、市においては、用地補償、道路改良工事を行う予定でございます。新橋とバイパス道路が完成後、県におい

て、下田橋、東橋の旧橋を撤去する工事を行う予定でございます。

次に、裏面の位置図を御覧ください。

中央に流れるのが田野川となります。横断しているのが常磐自動車道になります。赤破線で表示しているのが田野川に架かる新しい橋1橋と、その前後のバイパス道路の全延長約630メートルの箇所が今回の田野川河川改修関連道路整備の区間となります。県と市の施工区間といたしまして、渡里1号線から右側の新橋を含む約300メートルが県施工になります。そして、渡里1号線から左側の約300メートルと右側の約30メートルが市の施工区間となります。その中で、渡里1号線との交差部はこれまで複雑に交差していた周辺道路も平面交差とすることで、交通の円滑化が図られ利便性が向上することとなります。

また、茨城県施工の田野川河川改修の暫定堤防工事を緑色、堤防強化工事を緑色破線で表示しております。その中で、表面の下段に表示しておりますとおり、この道路整備より先に、茨城県施工の暫定堤防工事を行うに当たり、常磐自動車道の側道にある下田橋が令和3年1月上旬から3月末まで全面通行止めとなる予定でございます。全面通行止めに当たっては、県において、道路の通行利用者に対し、通行止めの予告看板の設置、「広報みと」や新聞の掲載、地元への工事のお知らせなどの回覧を行い、工事着工前に通行止めの周知徹底を図ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○飯田委員長 内容について、何か御質問等がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 まず、第一にお尋ねしたいんですけども、この裏面の地図を見ると、この暫定堤防工事というのがあるんですけども、この暫定堤防工事というのはどういうものなのかということをお答えいただきたい。これを見ると、大きな堤防をここに造るのかなと思うんですけども、暫定堤防というのは、どういうものなのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

暫定堤防工事とは、新橋を含むバイパス道路が完成するまでの期間、田野川の左岸側に、大型土のうを設置して暫定堤防を築き、河川からの越水による下流側への浸水防止を図る工事となっております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 あと、下田橋のところにも暫定堤防を造るということになっていますよね。要するに、この工事というのは、田野川がこの下田橋の辺りが氾濫をして、そして、あとジョイフル山新の辺りに大量の水が流れ込んで、昨年の大水害となつたんですけども、そのための工事ですよね、これ。それが主な工事の狙いだと思うんですけども、下田橋の辺りには、暫定堤防を造るというのと、仮橋を造ると、今、話がありましたよね。この関係どうなっているんですか、これは。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 今の中庭委員の御質問にお答えいたします。

当初は、盛土する現存する道路として、切り回しを考えおりましたが、軟弱地盤のため、盛土による近

接する常磐自動車道への橋脚への沈下、水平変位の影響を及ぼすと予測されたため、現道上の下田橋の上に仮橋を設置し、堤防よりも低い場所に鋼矢板を仕切り、越水防止をする工事となります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も現場に行ってきたんですけども、これは私が撮った現場の写真なんですけれども、現場というのは確かにこの左側には堤防がちゃんと補強されていますよね。この補強されているところに、新しくまた橋を造って、暫定堤防を造って、バイパスの工事をしていくということなんですか、これ。ちょっとその辺について説明してください。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 新しいバイパス道路ができるまでに、仮橋を造って通行させて、越水を防ぐという工事になります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 それと、あとこの上に2つ橋があります。東橋と下田橋というのは、要するに取り払っちゃうんですか、これは。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 中庭委員の質問にお答えいたします。

新橋とバイパス道路が完成後、県において、下田橋と東橋の撤去工事を行う予定でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 東橋、私現場へ行って写真を撮ってきたんですけども、ちょっと見えないかと思うんですけども、かなり低い橋でしたよね、これ、高低差があって低い橋で、ここから水が漏れちゃうというところなので、そうするとこの場所は要するに解体して取り払っちゃうということなんですね。

そうなると、地元の人たちにちょっとお話を聞くと、今度はどうやってあそこに入るようになるのかと。要するに、あそこにこういう畑が一部ずっとあるんですよね。畑があるんですけども、この畑は一体どういう形で入れるようになるのか、そこを心配している方もいらっしゃるんですけども、これはどうなんでしょうか。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

東橋の廃止によって、渡里1号線へのアクセスはバイパス道路からとなります。行き止まりになった道路の沿線の耕作地の出入りに関しましては、河川の管理用道路を含めて、住民に不便にならないように県が今現在設計中でございますので、そこら辺は今後新たに地元に説明していきたいと思っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 あと、今、説明を聞いたんですけども、この中で堤防強化工事というのがありますよね。現在の堤防を強化すると。これを説明では、堤防のかさ上げ、天端舗装、裏のり尻へのブロック設置などの堤防強化というんですけども、これは具体的にはどんな工事なんですか。天端舗装とかいろいろありますけども、説明してください。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

堤防強化工事とは、堤防のかさ上げ、水害のときに下がったところをまたかさ上げして高くする内容とか、天端舗装というのは、堤防の上の大体二、三メートルある道路なんですが、そのところを舗装するような工事で、あと、ブロック設置というのは、のり尻にブロックを張って浸水に耐え得る堤防を造るということになります。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。

そうすると、これらの工事をやれば、昨年の10月の台風19号とか、台風15号とかというものに対して、耐えられるようになるんですか。要するに、昨年はかなりの雨が降りましたよね。そして、那珂川も逆流して、田野川も氾濫してあの辺は大被害を受けたと。ジョイフル山新なんかは、何千万円という大変な被害が出たと思うんですよ。昨日行ってみたら、やっぱりあそこにあった食堂だとかはみんな廃屋になっていましたよ。だから、そういう点では大変な被害が出たんですけども、この堤防の工事によって、そういうものに耐えられるようになるのかどうか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

県のほうでは、やはりこれらの暫定堤防工事と堤防強化工事をやって、昨年の台風19号に耐え得る堤防を造るということでうかがっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ゼひそういう水害に耐えられる堤防にしてほしいです。

それから、私は思ったんですけども、この下田橋が真ん中にあるんですけども、下田橋から上に田野のほうに行くところが、かなり急な坂道になっているんですよね、これ。私も行って現場を見たんですけども、本当に急な坂道で、非常に危ないということで、これがなくなるわけで、そういう点ではよかったですけれども、しかし、このバイパスができますよね、渡里1号線からこの常磐自動車道の下まで行く点線のところ。この点線のところについてはかなりの高低差があるんですよ。かなり急な坂になってしまうのかと。2車線の道路ができる、これがかなりの勾配になるのかならないのか。その辺は調査はしているんですか。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

バイパス道路は渡里1号線とは平面交差いたしますので、高低差はございません。平面タッチとなりますので、その分に関しては、高低差はなくなるような道路になっております。現在の側道のような急勾配ではないなだらかな道路として計画しているところでございます。今後の詳細につきましては、今現在、測量設計を行っておりますので、その中でよく検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○飯田委員長 よろしいですか。

中庭委員。

○中庭委員 もう一つ、私はここを何回も何回も通っているところなんですかけれども、非常に急な坂なんですよ。急な坂だから、やっぱり渡里1号線からかなり急勾配じゃなくて、なだらかな勾配でいくということですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 そうですか。

それから、あとは、水戸市と県の工事の分担と書いてありますけれども、この工事費というのは、幾らぐらい水戸市は支払うことになるんですかね、これ。どのくらいの費用負担で、この全体工事が行われるのか。水戸市と県の工事費についてお答えいただきたい。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今現在、県におきまして橋りょう道路設計を行っておりますが、全体事業費及び市の負担金につきましては、設計完了後、市と県とで協議することになっておりまして、今のところ事業費負担金につきましては、ちょっとお答えすることは差し控えさせていただきます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 私も、この辺の橋はよく分からないんだけれども、氾濫した箇所というのは下田橋周辺というふうに拝見していいんですね。そうすると、今後新橋ができると。バイパスができると。これの幅員が要するに10メートルのものができますよ。今の中庭委員さんが質問していた問題なんだけれども、要するに崩れた堤防の暫定的な工事が、まず最初に、これ今もうやられていますよね、多分。あの辺で工事をやっていたような気がするんだけれども、それが完了してから、この渡里209号線は、この常磐道の側道みたいなものは、これはこのまま生かしていくということですね。そうすると下田橋も当然これはこれまで同様の付け替えとか何かじゃなくて、これまでの橋を利用していくというふうなことでいいんですね。ちょっと待って、まとめてでいいから。そうすることによって、今度は延長630メートルのバイパスを、県と市の割合が約半分半分、こういうことになるんだろうというふうに思うんですけれども、これの幅員が10メートルになるということは、そうするというと、今までの渡里209号線というもののこの問題というのは、利用価値というのは、やっぱり生活道路として必要なんですか、これ。バイパスができた後。これは側道だから、ここから生活道路として利用しているということというのはあるんですか、これ。私もよく分からんんだ。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員からの御質問にお答えいたします。

まず、渡里209号線は、今、常磐道の側道となっておりまして、先ほどの下田橋に関しては、仮橋に関しては、バイパス工事ができるまで仮橋として側道を通れるような形になります。

[「じゃ、取り壊すんだ」と呼ぶ者あり]

○安達建設部技監兼道路建設課長 最終的には下田橋は撤去するような形になります。それで渡里209号

線は行き止まり道路になってしまいます。それで、常磐自動車道の管理用道路ともなっておりますので、あと、沿線の耕作している方にとっては、やはり側道として残していくかなければいけないのかなと思っております。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 分かりました。

何かその辺がちょっと私もどうなのかなと思っていたので、地元の皆さん方にしてみれば、やはり住めば都で、やはり早く造ってほしいということで、2回ぐらい建築確認なんかが変更になった方もいるわけですよ。普通は1階にお勝手とか、リビングとかがあるのが普通な一般家庭でしょう。だけど、水害がもう3度か4度、だから、2階にそういうものを設計変更して、まだ建築確認をやり直しているというような方もいるようです。ですから、この目安としては、いつ頃が完成の時期となっていくのか。地元の皆さんとしては、やはり一番、橋ができるよりは、水害がならないような手法を取ってほしいというようなことが地元の皆さんのお考えだろうと思うの。だから、暫定的ということの、これは崩れて水害になって、今、この下田橋辺りなんだろうと思うんですけれども、この辺の堤防が今度は大丈夫なのかという不安は、皆さん持っているかもしれないよ。これはバイパスができたらここは今度は通らなくていいんだじゃなくて、やっぱり水害にはバイパスは関係ないから。だから、国との関わりの問題になってくるんだろうと思うんだろうけれども、その辺を県のほうともよく十分に、田野川の氾濫がもう二度とないような、そういうふうな整備手法を進めていただきたい。これは要望でいいです。終わり。

○飯田委員長 ほかございませんか。

小川委員。

○小川委員 同じく関連で、先ほど課長のほうから、事業費については発表できませんというようなお話をうかがいました。その中で、東橋であったり、下田橋、これは当時は流されてはいなかつたのか、これ。そのまま残ってはいたんですか。

それとともに、このバイパスを踏まえて、これに関する事業費の問題なんですけれども、これはあくまで、当然本流である那珂川の激甚災害制度のところの中で、そして、まず田野川は市で管理しているんだよな。市じゃない。

[「県です」と呼ぶ者あり]

○小川委員 これは県ですか。その県であっても、例えば市であっても、踏まえてその激甚災害制度の中から事業費は出てくるのかなと思うんですが、まだ激甚災害制度の部分の中で、その制度を使っての事業になるのかなと。それについては、先ほど言えないということがありましたけれども、その辺ちょっとお伺いしたいんですが、結果的に激甚災害制度の部分で使いますよというような。

○飯田委員長 じゃ、その確認をしますか。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 今的小川委員の御質問にお答えします。

県の河川改修工事に関しましては、ちょっと激甚災害制度というか、この国の補助で対応してやっている

のかと、ちょっとまだ内容的には私のほうで理解してはいないんですが、県の事業として現在やっている事業でございます。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 分かりました。

それとともに、新たに台風19号の災害によって、いわゆる渡里209号線、これも不能になった部分が大きいにあるということで、このバイパスについても、そういう中で助成という、まるつきり本市が、県が持ち出しという、それも関連しますよということはございますか。事業費について。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 小川委員のただいまの御質問にお答えいたします。

今回の事業に関しましては、国の補助事業である社会資本整備総合交付金の中で、国土強靭化に向けた防災減災のための道路事業として、国の補助金を充てて工事を行うということで、今、考えております。

○飯田委員長 ほかに。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 皆さんから出たんで、もう質問はないんですけども、要望だけちょっと私のほうからもさせていただきたいと思います。

やはりこの地域住民の方は、台風等が起きると不安になりますので、先ほどからありますように、早期に着工してスムーズな施工に努めていただきたいと思うんですが、どうしても、こういう予定というのも、いろんなことがあって、また台風も出てくるかもしれませんし、思うようにこの予定どおり進まないことも考えられると思うんですけども、そういう中にあっても、県としっかりと連携を取って、できるだけスムーズに、また、こういうことが起きないように進めていただきたいということと、先ほど課長のほうから、事前に「広報みと」だとか、立て看板とかして告知することだったんですけども、やっぱりこの約2か月間ぐらい、1月上旬から3月の、事前にできるだけ早めに、やはり一番現場にあるのが住民の方が通ったときに見ていて承知すると思いますので、そういう立て看板とか特に早めに告知してもらえばと思いますので、よろしくお願ひします。要望です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 私のほうから、2点あるんですけども、1つは、9月1日から市営住宅の家賃の減免制度が改善され実施されました。これまでよりも、該当者が増えるということになりましたが、これによる家賃減免の申請は、7月からどのくらいになったのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

昨年度と比較しますと、許可ベースで60件ほど増加という形になっております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 60件増えたということで、昨年と比べてどのくらい増えたんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 昨年と比較して60件であります、今年度70件強増えています。昨年は十数件、20件に足りないぐらいでした。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、この新しい減免制度の改善によって、該当者が増えて申請者が増えたと。それは60件ということですね、分かりました。

もう一つ、古い住宅の廃屋が残されている問題なんですけれども、河和田住宅の56棟の前に、古い住宅がそのまま放置されているということで、いつ解体されるのかということで、住民の皆さんから要望が出ています。廃屋があのまま残されているのは、安全上も好ましくないという要望が出ているんですけども、これはいつ解体されるのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 中庭委員のただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘の場所を含めまして、周辺には19棟、100戸ほどの用途廃止をした住宅がございます。今年度の予算の中で、そのうちの約3分の2ほどを解体の予定で、今、進めておりまして、議員のお話しした部分につきましては、その終了後、新たに予算を確保して解体のほうを進めていきたいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、この3分の2が今年度中に解体するということなんですか、いつ解体するんですか。今年度中とはいつなんですか。いつ頃を予定しているんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

その3分の2につきましては、今、ちょうど契約が整ったところでございまして、12月中か年明けぐらいに現場に入れるような形になるかと思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 12月中には解体される可能性があるということですね。着工か。それで、残りについては来年度中には間違なく解体されるんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の解体費用なんですか、国の交付金を活用して事業を進めておりまして、国の方に予算の確保の要望をしているところでございます。その辺の兼ね合いもありますので、予算の確保をできれば、速やかに対応してまいりたいと考えています。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。

来年度中に必ず全ての古い家屋が解体されるように要望したいと思います。

次に、水道部にちょっと質問したいんですけども、水道料金の支払い猶予なんですかけども、今、コロナの問題で、かなり市民の皆さん暮らしも大変になっているという中で、支払い猶予の申請件数というのは、今、何件ぐらい受け付けているんですか。

○飯田委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現在、猶予申請ということで、申請書が出ているのは70件となっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、70件が今のところ支払い猶予の申請が出ているということですね。9月の議会で、土田議員が、水道料金の減免の問題で支払い猶予の期間に対する答弁の中で、上下水道事業管理者は、9月30日までの期間に納付の猶予を実施し対応しているということでありましたが、これは延長になったんですか。どうなんですか。

○飯田委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

現在、9月30日までということで始めた支払い猶予なんですが、現在は3月いっぱい、今年度いっぱいの延長となりました。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり今、市民の皆さんから、特に中小業者の皆さんからは、本当に売上げが大幅に減ってしまって、ある食堂なんかでは、飲食店なんかでは、夕方6時に開店しているんだけれども、ほとんどお客様が来ない。1日の売上げが1万円にも満たないということで、とても商売やつていけないという声が出されているわけなんですかけども、支払いを猶予したとしても、また要するに来年度は2年分払うということになってしまいます。そういう点で、やはり水戸市は支払い猶予ではなくて、減免をする考えはないのか。例えば、国保税にしても、後期高齢者医療保険料にしても、介護保険料にしても、前の年と比べて30%以上売上げが減った場合には全額免除するとか、一部免除するとかという制度があるんですけども、なぜ水戸市はそれを実施しないのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

水道事業につきましては、水道料金のほうで事業を行っております関係で、やはりその収入源であります水道料金、こちらを減免いたしますと、事業ができなくなることがありますので、一応減免ではなく猶予という形でやらせていただいております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、答弁をお聞きしたいんですけども、水道料金を減免したならば、水道事業がやっていけなくなっちゃうと、困難になってしまうという答弁があつたんですけども、もう一度答弁してください。その趣旨。

○飯田委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

水道事業に関しましては、水道料金で事業を行っております関係で、やはり収入が水道料金だけになりますので、水道料金が減免ということは、収入がなくなってしまうということになりますので、そのような形になります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、減免したら水道料金の収入がなくなってしまうということですけれども、そんなに影響があるんですか。水道料金の収入がなくなってしまうというおそれで減免しないんですか。収入がなくなってしまうという根拠は何なんですか。お答えいただきたい。

○飯田委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの質問にお答えいたします。

金額的なものはちょっと手元に資料がないんですが、やはり水道料金で事業のほうを行っております関係で、議会のほうでもお答えいたしましたとおり、計画的に安心・安全な水を供給するというものに対しての計画がありますので、それをを目指してやっておりますので、その計画が崩れてしまうということになります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 非常に残念な答弁だと思うんです。水戸市でも同じような国保税、それから、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免制度があって、全額免除になっているんですよね、該当者については。だから、水戸市でも収入がある程度減った方については、国保税や介護保険料と同じように減免をしたらどうかというふうに思うんです。支払い猶予というのは、結局来年度また払うということですよね。来年度だってまたコロナの関係でどうなるか分からないと、経営も大変になっていると、営業も大変になっているということなんで、ぜひ、上下水道事業管理者が、答弁の中でよく判断をする。要するに地域経済の回復を図るために、減免を見送ることにしたというんだけれども、しかし、地域経済の回復のためにも、水道料金の減免というのを実施すべきじゃないかというふうに思うんですけども、水道部長どうですか。上下水道事業管理者どうでしょうか。

○飯田委員長 伊藤水道部長。

○伊藤水道部長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えさせていただきます。

水道料金の減免につきましては、茨城県内でも6事業体が減免している状況にございます。そうした中で、水戸市全体の中の取組としましては、水道料金の減免ということよりは、事業継続緊急支援金等の配分をより厚くして、市民の方、業者の方に資金繰りとしての活用をしていただくということが優先的な考え方と認識しておりますので、水道料金については、減免措置をせずに支払い猶予で対応するということで現在は考えてございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市は、この4月から平均で1.1%水道料金を値上げしたんですよね。コロナ禍の中で、水道料金をこれだけ大幅に値上げしたというのが、私はなかつたと思うんですよね。全国でもあまりないんじゃないかなと思うんです。逆に、県内では守谷市だとか、水道料金の減免を行うということをやっているんですよ。ですから、そういう点では、この水道料金を一方では値上げしておいて、そして、コロナ禍で市民

の暮らしが大変な中で、困っている中で減免しないというのは、私は市民の生活を考えていないんじゃないかなというふうに思います。

それと、あとは事業継続緊急支援金という支援を、水戸市やりましたよね、確かに。あれはいいことだと思うんです。しかし、あれももっと利用しやすいようにと私たちは改善を求めてまいりました。そして、その利用件数も少ないために、結局3億円の予算を組んだんだけれども、1億8,000万円はプレミアム商品券等に回す、そのほかに回すということになったんですけども、いずれにしても、市民の皆さん方が加入しているこの水道料金の減免というのが私は必要じゃないかと思うので、荒井上下水道事業管理者から、ちょっと答弁求めたいと。

○飯田委員長 荒井上下水道事業管理者。

○荒井上下水道事業管理者 9月の議会でも御答弁を差し上げたところでございますけれども、水道料金をもって水道事業の経営を行っているということで、水道料金を減免するということは、その分のマイナスになる分を何らかの形で補填しなければならないと。一般会計からその分を補填するということが必要になってしまいます。こうした中で、国からの地方創生臨時交付金、これらの使い方を検討する中で、市民生活の安定化とか、あるいは地域経済の活性化ということに、どういったところに重点を置いて、その経費を使っていくかという検討の中で、他の施策との有効性の比較、あるいは費用対効果、これらを含めて、その配分を決めたところでありますて、水戸市としては、その水道料金の減免という形で、それを使うという判断をしなかったということで見送ったということでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 上下水道事業管理者の答弁は、非常に客観的な答弁みたいで、市民の願いとかそういうものがちょっと感じられない答弁でした。水戸市は、一方で、県の中央広域水道から受水していて、無駄遣いをしている。毎年1億3,000万円も支払っているというのもありますので、私は、そういう無駄遣いをやめて、そして水道料金の値下げを、あるいは減免の実施を求めたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時47分 散会